刑の時効制度に関する外国法制の概要

時効の種類	日本	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス (イングランド・ウェールズ)	フランス	ドイツ
				・人道に対する重罪 についての刑 な!	・民族謀殺についての刑,無期自由刑なし
	- 死刑 30:	∓			・ 10年を超える 自由刑 25年
	· 無期懲役·禁錮 20:	手 規定なし	規定なし	・ 重罪(無期自由刑, 長期10年以上,短 期1年以上の自由 刑) 20	・ 5年を超え10年以下 の自由刑 20年
刑の時効	・ 10年以上の 有期の懲役・禁錮 15:	≢			
XVJ	・3年以上10年未満 の懲役・禁錮 10:				・ 1年を超え5年以下 の自由刑 10年
	・ 3年未満の 懲役・禁錮 5年	<u> </u>		・軽罪(長期10年以 下の自由刑,罰金) 5年	・1年以下の自由刑, 30日分を超える日 5年 数罰金
	- 罰金 3年	Ξ		・ 違警罪(罰金以下 の刑) 3 ⁴	・ 30日以下の日数罰 手 金 3年
	• 拘留, 科料, 没収 1年	Ξ			
	(刑法32条)			(刑法133-2~4, 213-5条)	(刑法79条)